

社会福祉法人 南光社会福祉事業協会
就労訓練事業実施要領

(事業の目的)

第1条 社会福祉法人南光社会福祉事業協会(以下「本法人」という。)は、就労訓練を必要とする生活困窮者等に対し、一般就労に向けた社会参加、職場体験、就労前訓練を一貫した就労訓練事業として実施し、生活困窮者等の経済的・社会的自立を支援する

(事業の実施主体)

第2条 本法人が経営する救護施設南光園を実施主体とする。

(対象者)

第3条 生活困窮者自立支援法において、就労訓練が適当と判断された生活困窮者等とする。

(事業の実施場所)

第4条 本法人が設置経営する事業所並びに本法人関係施設の事業所において実施する。

- (1) 救護施設南光園
- (2) ㈱太陽公園
- (3) その他、救護施設南光園が派遣を実施している一般事業所

(支援の期間)

第5条 対象者の個別支援計画に基づき、概ね3ヶ月から6ヶ月の期間と設定する。
※ 必要に応じて、延長は可能とする。

(対象者受入定員)

第6条 就労訓練対象者の受入定員は6人とし、受入先は別表1の訓練場所とする。

(就労訓練事業の内容)

第7条 就労訓練事業の内容は、別表2のとおりとする。

(就労訓練担当者の配置)

第8条 就労訓練事業を実施するに当たり、就労訓練担当者1名を配置する。

(就労訓練担当者の業務)

第9条 就労訓練担当者は、対象者の就労訓練に関する次の業務を行う。

1. 支援調整会議の参加・協議
2. 個別支援計画に基づく、就労訓練個別支援計画作成
3. 就労訓練個別支援計画に基づき直接指導及び相談支援
4. 就労訓練個別支援計画達成状況の把握と評価
5. 生活支援、健康管理の指導等
6. 求職活動支援
7. 日報の整備
8. 支援記録の整備
9. 事業実績報告
10. 会計(収支報告書の提出)
11. 関係機関との連絡調整
12. 広報活動

(留意事項)

第10条 以下の事項について十分に留意し、支援を図るものとする。

1. 対象者の人権を尊重し、権利擁護には最大限配慮する。
2. 個人情報管理規程に基づき、個人情報の取扱いには十分に気をつける。
3. 兵庫県の自立相談支援機関と連携を密にし、支援体制作りに努める。
4. 利用中の安全管理に努める。

(情報公開の措置)

第11条 就労支援体制、訓練事業の具体的な内容、利用状況等の情報を法人ホームページにおいて公開する。

(利用者が被った災害について加入する保険)

第12条 就労訓練事業の利用者が安全かつ安心して事業に参加できるように保険に加入する。

[加入保険(予定)]

「ひょうご福祉サービス総合補償制度」

引受幹事保険会社：三井住友海上火災保険株式会社

- ① 利用者への賠償保障制度：「福祉サービス事業者 賠償保障制度」(プラン A)…「施設サービス事業者が所有・使用または管理する施設の欠陥や

職員の業務活動上の不注意が原因で、保険期間中に対象者にケガを負わせたり、食中毒を発生させた場合や対象者の所有物を破損させた場合に、事業者が対象者に法律上の損害賠償責任を負うことにより被る損害に対して補償する。」

- ② 利用者への事故見舞金制度：「通所施設 事故見舞金制度(1)」（プラン G）
…「対象者が、施設のサービス(業務)利用中に、事業所が所有・使用または管理する施設内において、ケガをした場合や、対象者宅と事業所間の往復途上でケガをした場合に、施設が支払った見舞金・事故対応費用を補償するもの。また、火災などの災害発生時に、施設が緊急の被災者対応等のために負担した費用も補償する。施設が法律上の損害賠償責任を負担しない場合も対象となる。」

別表 1

種 別	訓 練 場 所	定 員	期 間
就労訓練支援①	救護施設 南光園	3名	3ヶ月
就労訓練支援②	(株)太陽公園・一般事業所	3名	6ヶ月

別表 2

	対 象 者	支 援 段 階	訓 練 内 容
就 労 訓 練 支 援 ①	生活習慣の形成が必要な者	生活自立支援段階	<ul style="list-style-type: none"> • 内職作業 • 農園作業 • 清掃・洗濯業務
	生活習慣は確立しているが、社会参加のために支援が必要な者	社会自立支援段階	
就 労 訓 練 支 援 ②	就労に向けた実践的な支援が必要な者	就労自立支援段階	<ul style="list-style-type: none"> • 太陽公園作業 • 介護助手 • 看護助手 • 一般事業所実習
	将来的に一般就労可能と認められる者	一般就労に向けた訓練段階	